

○鹿児島県国民健康保険条例

(平成30年度第1回鹿児島県国民健康保険運営協議会)

平成29年12月26日

条例第36号

改正 平成30年3月23日条例第9号

鹿児島県国民健康保険条例をここに公布する。

鹿児島県国民健康保険条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 鹿児島県国民健康保険運営協議会（第3条—第8条）

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金（第9条）

第4章 国民健康保険事業費納付金（第10条—第24条）

第5章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、鹿児島県国民健康保険運営協議会の設置、組織及び運営並びに県が行う国民健康保険保険給付費等交付金の交付及び国民健康保険事業費納付金の徴収に関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）において使用する用語の例による。

第2章 鹿児島県国民健康保険運営協議会

(設置)

第3条 法第11条第1項の規定に基づく協議会として、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下この章において「協議会」という。）を置く。

(組織)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とし、委員は知事が任命する。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、前条第3号に掲げる委員のうちから委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、第4条各号に掲げる委員各1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、くらし保健福祉部において処理する。

(平30条例9・一部改正)

(協議会への委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 国民健康保険保険給付費等交付金

(国民健康保険保険給付費等交付金の種類)

第9条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

- 2 普通交付金は、市町村に対し、算定政令第6条第2項に掲げる事項を勘案して、知事の定めるところにより交付する。
- 3 特別交付金は、市町村に対し、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事の定めるところにより交付する。
 - (1) 算定政令第4条第3項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて交付する額
 - (2) 法第72条第3項の規定により、国が市町村の取組を支援するため県に交付する交付金の額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額
 - (3) 法第72条の2第1項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、知事の定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額
 - (4) 法第72条の5第1項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額（算定政令第4条の5第3項の規定による特定健康診査等費用額をいう。以下同じ。）の3分の1に相当する額及び法第72条の5第2項の規定により県が一般会計から県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の3分の1に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて交付する額

第4章 国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第10条 県は、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納付金の額を算定し、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項の国民健康保険事業費納付金の額は、算定政令、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

（医療費指数反映係数）

第11条 医療費指数反映係数は、0から1までの範囲内において知事が定める数とする。

（年齢調整後医療費指数）

第12条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第4項第1号に掲げる値とする。

（一般納付金所得係数）

第13条 一般納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第5項第2号に掲げる額

（一般納付金所得等割合）

第14条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第9条第6項第1号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者数等割合）

第15条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第9条第7項第2号に掲げる数とする。

（一般納付金被保険者均等割指数）

第16条 一般納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

（後期高齢者支援金等納付金所得係数）

第17条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(1) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第1号に掲げる額

(2) 算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第3項第2号に掲げる額

（後期高齢者支援金等納付金所得等割合）

第18条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則第4条第1項の規定により読み替えられた算定政令第10条第4項第1号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合）

第19条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第10条第5項第2号に掲げる数とする。

（後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数）

第20条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第21条 介護納付金納付金所得係数は、算定政令第11条第3項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

(介護納付金納付金所得等割合)

第22条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第4項第1号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第23条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条第5項第2号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第24条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による任命のための手続その他この条例を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止)

- 3 鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年鹿児島県条例第95号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 前項の規定による廃止前の鹿児島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定に基づく都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月23日条例第9号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。